

□「ありがとう」そして「さようなら」 平田内小学校、島歌小学校閉校式

2月19日、平田内小学校の閉校式が同校体育館で行われました。在校児童7名と教職員、卒業生や地域住民ら180人が参列し、思い出の学び舎に別れを告げました。

出席者は、大自然の中で少人数だから学べたことへの感謝の気持ちを、そして7名の児童は思い出と新しい学び舎への期待を胸に抱き、平田内小学校の131年の長い歴史に幕をおろしました。



2月26日、島歌小学校の閉校式が同校体育館で行われました。在校児童9名と教職員、他130人が参列し、思い出の学び舎に別れを告げました。

式の中では、島歌小学校児童会長 成田光咲さんが「島歌小がなくなると聞いたときはとてもびっくりしました。先生や地域のみなさんに支えられて今の私たちがいます。島小で学んだことは絶対忘れません。」とお別れの言葉を述べました。

参加者全員の思い出とともに、島歌小学校の127年の長い歴史に幕をおろしました。



□原田康彦さん（北檜山区愛知）へ「北海道青年林業士」の認定証授与！



左から高橋町長、原田康彦さん、山崎峰男檜山振興局長

2月24日、役場応接室で、山崎峰男檜山振興局長から原田康彦さん（北檜山区愛知）へ「北海道青年林業士」の認定証が授与されました。

この「北海道青年林業士」とは、地域の森林づくりに強い熱意と指導性を有している林業後継者である若手リーダーが認定されるものです。

平成23年度檜山振興局管内では、原田さんが唯一認定され、これからの活躍が期待されています。

□渋谷 博さん（瀬棚区本町）が北海道善行賞（交通安全実践者）を受賞！

3月1日、町長室で、渋谷 博さん（瀬棚区本町）が永年の交通安全指導員としての活動が認められ、北海道善行賞（交通安全実践者）の表彰状と記念品が高橋町長より伝達されました。

渋谷さんは、平成6年から17年間交通安全指導員として活躍され、現在も地域住民の交通事故防止、また交通安全意識が高まるよう努力されており「これから気持ちを新たに益々頑張ります」と、高橋町長に決意を言葉に述べました。



高橋町長から北海道善行賞を授与された渋谷 博さん

「カラ期間」をご存知ですか？

◇加入期間が足りないときの「カラ期間」

老齢基礎年金を受けるためには、25年以上保険料を納めたか、保険料を免除された期間があることが必要です。ところが、いざ手続きを行ったとき「加入期間が足りない！」といった深刻な話を耳にすることがあります。

「カラ期間」は、年金を受けるための25年の期間に計算されます。この主なものは、昭和36年4月以後の20～60歳未満の期間に、国民年金に任意加入できたが加入しなかった次の期間となっています。

- ①昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者
- ②平成3年3月までの学生 ③海外在住の日本人 など

◇「カラ期間」は本人の申出が必要です

「カラ期間」は、年金の未加入期間となっているため、その記録が残されていません。原則、本人の申出により「カラ期間」の有無が調査されることになっています。「カラ期間」となる可能性があると思われる方は、年金事務所または役場の担当窓口にご相談ください。

◇「カラ期間」がなく年金を受けるための25年に少し足りない…という方は…

「カラ期間」がないために25年の資格期間を満たすことができない方は、60～70歳になるまでの間に、国民年金に任意加入することができます。この場合の保険料の額は、一般の第1号被保険者と同じく平成24年度は月額14,980円となっています。

※函館年金事務所による年金相談（完全予約制） 4月4日（水）11:00～15:20 / せたな町役場

【問い合わせ先】 函館年金事務所 ☎0138-56-1165 / 本庁町民児童課 [担当/吉田] ☎84-5111 (内1134)
瀬棚総合支所地域町民課 [担当/西田] ☎87-3311 (内3000) / 大成総合支所地域町民課 [担当/萩原] ☎4-5511 (内2118)

瀬棚海上保安署からのお知らせ プレジャーボート「発航前点検」を！

春が近づくと、プレジャーボートでの沖釣りを楽しむ愛好者の方々増えます。プレジャーボートを運航する際は、適切な発航前点検を行いましょう。機関故障、運航障害（バッテリー過放電、燃料欠乏）、舵障害がプレジャーボート海難の三割を占めています。洋上で航行不能となると、他船が向かってきても避けられない、海が荒れても避難できない、直ぐに救助されるとは限らない、という状態になります。特に、長期間使用していない場合は、確実に点検を行いましょう。【お問い合わせ先】 瀬棚海上保安署 ☎0137-87-3999

こんにちは！ 法テラスです！

テラス江差通信 No.5



高齢者虐待について

- 「高齢者虐待」という言葉をご存知でしょうか。読んで字のごとく、高齢者を虐待する行為ですが、暴言や暴力をふるうのはもちろん、例えば、子どもが親に必要な介護をしない（ネグレクト）だとか、年金や財産を使ってしまうようなこと（経済的虐待）も、高齢者虐待の一種です。
- 以前は、「法は家庭に立ち入らず」などと言われていましたが、最近では虐待が疑われる場合には、積極的に間に入って高齢者の権利を守ろうという考え方が広まってきており、高齢者虐待防止法などによって、助言を受けたり、保護を受けたりすることができます。

■法テラス江差では、今は高齢者虐待の相談は少数ですが、刑事事件などでは背景に高齢者虐待が潜んでいて、両親が困り果てていることがあります。また、高齢者虐待は、被害者である高齢者の判断力が低下していることも多く、周囲の人が気づいてあげることが大切です。

■高齢者虐待の背景には、不況で職がないなどの事情もありますが、たとえ家族であっても、親の財産を食べ物にしている訳はありません。皆さんの周りに虐待を受けている方、虐待を受けているのではないかと疑われる方がいましたら、ぜひ法テラスにご相談ください。（弁護士 中野宏典）

◆法テラス江差法律事務所 ☎050-3383-5563 予約制◆